

日米同盟をめぐる「対等性」と「実効性」—安保改定60年 戦史研究センター 安全保障政策史研究室 主任研究官

NIDSコメンタリー

千々和泰明

第 123 号 2020 年 6 月 16 日

日米同盟をめぐる「相互性」「双務性」「対称性」 「対等性」

日米安全保障条約改定から今年で60年を迎えた。しかし昨年6月26日にトランプ米大統領がFOX ビジネステレビのインタビューで述べた日米同盟に関する発言は波紋を広げるものであった。このなかで同大統領は、「日本が攻撃されれば米国は第三次世界大戦を戦う。私たちはいかなる犠牲を払ってでも日本を守る。だが、米国が攻撃されても日本はそれをソニー製のテレビで見ていればいいのだ」と述べ、日米同盟に対する不満を公然とぶちまけた1。

トランプ大統領が示した不満のように、アメリカが日米安保条約にもとづく日本防衛義務を負うのに対し、日本はアメリカ防衛義務を負わないことについて、「日米同盟は片務的だ」といわれることがある。これに対し、「日米同盟は相互的だ」ともいわれる。あるいは日米同盟は「非対称的だ」とか「対等ではない(不平等である)」とかいわれることもある。

そこで、本稿では日米同盟をめぐる「相互性」「双 務性」「対称性」「対等性」といった概念を区別しつ つ整理し、加えて「実効性」との関連を考えること で、同盟管理について考える一助としてみたい。

「対等性」を欠いた旧安保条約

日米同盟について考えるうえで出発点となる概念は、「相互性」であると考えられる。日米同盟研究の第一人者である外交史家の坂元一哉は、この相互性という概念について、「互いのためになる」と

いう意味だと説明している2。

実は1951年に結ばれた旧安保条約は、「互い のためになる」という意味での相互的な取り決めで はなかった。日本は武装を解除されているので、平 和条約の効力発生時に固有の自衛権を行使する有 効な手段を持たない。しかし、無責任な軍国主義(ソ 連共産主義のこと)がまだ世界から駆逐されていな いので、武装を解除されている日本には危険がある。 よって、日本はアメリカとの安保条約を「希望」す る。そしてこのような日本側の「希望」にもとづき、 日本はアメリカが日本に軍隊を配備することを許 与する。アメリカはこの軍隊を、日本の安全に寄与 するために使用することが「できる」(が義務はな い)。日本が米軍に日本にいてほしいと希望するの で、米軍は日本にいてあげるが、必ず日本を守ると までは約束できない。これが旧安保条約を形作る基 本的な論理であった。

このように旧安保条約は、日米の「互いのためになる」ものであることを認めず、「日本だけのためになる」もの、つまり「相互性」がない取り決めとなった。そして相互性を欠いていることの当然の帰結として、「双務性」、すなわち日本の基地提供に対するアメリカの日本防衛義務が条約上明記されなかった。日本が日本のために米軍に日本にいてほしいだけなのだから、日本による米軍への基地提供は義務ではない。よってアメリカも、日本に対し防衛義務を負う必要はないとされたのだった。

しかし日本側から見れば、安保条約に相互性を認めないとするアメリカ側の言い分は納得できるものではなかった。客観的に見て、日本の基地がアメ

NIDS コメンタリー第 123 号

リカの冷戦戦略に役立つものであること、特に朝鮮 戦争遂行中の米軍にとって日本の基地の使用が作 戦上不可欠であることは明白だったからである。

そればかりか、在日米軍は、安保条約の防衛区域 (条約区域) である「日本」のみならず、「極東」 の平和と安全の維持に寄与するために使用するこ とができるとされた。この場合の極東は、条約区域 に対して「使用区域」といわれるが、条約区域以外 に使用区域などというものを定めた同盟条約は日 米安保のほかにない3。そもそもなぜ日本が、自国 の安全への影響が不確かなまま自国内の基地の使 用を米軍に対して認めるのか、法理論的な根拠も今 一つはっきりしなかった4。旧安保条約締結交渉に 外務省条約局長として携わった西村熊雄にいたっ ては、「『極東条項』に関連する諸問題〔中略〕につ いてじゅうぶん考慮をめぐらさないで簡単に[吉田 茂〕総理にOKしかるべしと意見申しあげた。これ らについては、今日にいたるまで事務当局として責 務の遂行に不十分なところがあり汗顔の至りであ る」とまで言っていた5。

安保条約は、日本のためだけのものではなく、アメリカのためにもなる。安保条約は本当は相互的なものなのだ。にもかかわらず条約上双務性が認められていないのは、日米間の「対等性」を欠くものである。旧安保条約に対する日本側の不満は、このように整理できるであろう。また極東有事における在日米軍の行動に対し日本側に発言権がないことも、こうした不満を増幅させることになった。当時の日本人は、日本はアメリカに一方的に基地を使われる二等国ではない、日本はいつまでも敗戦国ではないのだ、と言いたかったのだ。

そもそもこの問題をめぐる日米間のボタンのかけちがいは、旧安保条約締結交渉において、本来「双務性」の次元で処理すべき問題を、「相互性」の問題とすり替えたことにあったのではないだろうか。憲法上のしばりがあり、軍備を持たない日本がアメリカ防衛義務を負えるはずはなく、そのような制約のなかで、相互性を前提にしながら、どのように日米間で双務性を確保するかという問題に取り組む

代わりに、そもそも相互性がないので双務的でなく てよいという処理の仕方をしてしまったところに 最大の問題があったといえよう。

「相互性」の承認と「双務性」の調整による「対 等性」の確保

1960年に改定された新安保条約の最大の意義は、安保条約への不満が日本の中立化につながることを恐れるマッカーサー二世駐日米大使の献策もあって、条約の相互性を認め、またそれにともない双務性について調整することで、日米間の対等性を確保したことである(ここでの「対等性」は条約上の対等性のことであり、実際の日米の国力や軍事力(防衛力)の差とは別問題であることは言うまでもない)。

新安保条約では、日米両国が、極東の平和と安全の維持に共通の関心を有するとした。つまり相互性を認めたのである。そして相互性が認められる以上、そこで日米が負うべき義務は当然ながら双務的でなければならない。そこで、日本の基地提供「義務」に対し、アメリカの日本防衛義務が条約上明記されることになった。

ただ、このようないわゆる「物と人との協力」だけで双務性が得られたわけではなく、アメリカ国内への配慮もあって相互防衛条約(互いに防衛義務を双務的に負うの意)の体裁を最低限とるために、日本は在日米軍を個別的自衛権で守るとされた。

一方、極東条項に対しては「事前協議制度」が導入され、極東有事における在日米軍の行動に日本が一定の発言権を持つことが認められた(ただし米海軍の核搭載艦船の日本への一時寄港や、朝鮮有事における在日米軍による直接戦闘作戦行動については、事前協議の例外とする「密約」があった)。

このように相互性を前提に、「物と人との協力」を軸にパッケージ化された日米双方の義務がイコールの価値を持つと政治決定し、日米間の対等性を確保したことに、1960年安保改定の歴史的意義があったといえる。

ただし、そこでの「双務性」の内容は「物と人と

の協力」という「非対称的」なものであった。したがってこのなかから「防衛義務」だけを取り出せば、トランプ大統領が示唆するように安保条約はアメリカが過大な義務を負う「片務的」なものだということになる。しかし非対称的な双務性が悪いわけではない。むしろ同盟間でまったく同じものを交換するよりもそれぞれが必要とする別のものを交換することの方が双方にとって効用が高いという場合もあるはずである。アメリカにとって、弱小な自衛隊がアメリカを守ることよりも、米軍が日本の基地を使用できることにより大きな価値を見出したといえるし、逆に自衛隊がアメリカ国内の基地を使用する必要性もなかった。

「相互性」「双務性」「対等性」の変化

ここまでで述べたように、たしかに安保改定に よって日米間の対等性は確保されたといえる。しか しこの「対等性」は必ずしも固定的なものではない。 というのも、対等性という概念は、相互性や、それ にもとづく(非対称的な)双務性に立脚している。 しかし相互性や双務性は、時代とともに変わりゆく 概念でもある。

たとえば極東条項は、安保改定当時は日本のためというよりもアメリカの冷戦戦略のためのものと実際にはとらえられがちであり、特に日本が意図しない極東におけるアメリカの戦争に日本が「巻き込まれる」ことを恐れる野党や世論においてはその傾向は強かった。だからこそ安保改定を通じ極東有事における在日米軍の行動にしばりをかける仕組みを取り入れることが重視されたわけである。

ところが90年代以降、北朝鮮の核開発やミサイル発射などを踏まえ、極東有事における在日米軍の行動が日本がしばりをかける対象というよりも、むしろ日米の「互いのためになる」ものであるという認識が強くなった。日米の「相互性」の対象が広がれば、それにともない「双務性」の在り方を見直すことは避けられなくなる。また冷戦終結は、日本による西側への貢献が米軍への基地提供で足りた時

代の終わりを意味していた。その結果、1997年の「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)改定、1999年の周辺事態法制定、そして2015年の平和安全法制制定などを通じ、双務性の内容が限定的ながら「人と人との協力」を加味するものへと変化することとなったといえる。

そもそも1960年の双務性をめぐるパッケージ合意は、その時点での日本の国力や防衛力水準を前提にしていたことは疑いない。日本を取り巻く安全保障環境の変化や、日本の国力向上と防衛力整備の進展などにともない、相互性の対象や双務性の内容について手直しが重ねられてきたわけであり、そうした作業はこれからも必要になっていくであろう。

「対等性」と「実効性」

ここで考えなければならないのは、日米間の「対 等性」を確保すること自体は安保条約の目的ではないということである。日米安保条約の目的は、日本 と極東の平和と安全を守ることであり、その目的に 対し日米同盟の在り方がどれだけ実効的かという 「実効性」が問われなければならない。

日米安保体制の創業者たちが対等性の問題に十分注意を払わなかったのは、彼らにとっては何よりも安保条約の実効性が重要だったからだと考えられる。たしかに条約上アメリカの日本防衛義務が明記されようがされまいが、現実に強大な米軍が日本に駐留する以上、安保条約は潜在的な侵略国に対する抑止力として実効的に機能するであろう。

しかし、そうであっても、条約が「対等ではない」 という不満は、マッカーサー大使が懸念したように やがてその「実効性」をも浸食していくことになる であろう。したがって日米両国が納得できる「対等 性」を常に確保できるよう注意を払うことは、安保 条約の「実効性」を維持していくうえでも不可欠で ある。

問題となるのは、同盟の「実効性」を高めるため に、「対等性」を犠牲にしなければならないような

NIDS コメンタリー第 123 号

局面である。たとえば米韓同盟の場合、韓国軍の有事作戦統制権はアメリカ人である米韓連合軍司令官が保持している。ここからは米韓同盟が「対等ではない」ようにも映るが、一方でこれは北朝鮮の現実の脅威の前で同盟の「実効性」を確保しておく措置でもある(韓国軍の有事作戦統制権は本来2012年4月17日に韓国側に返還予定であったが6、北朝鮮の脅威にそなえて返還期日は2015年12月1日に延期され、さらに2014年10月23日の米韓安全保障協議会議(SCM)における合意で2020年代半ばにまで再延期されることになった)。

日米同盟の場合、連合(軍)司令部は存在せず、アメリカ側と日本側それぞれが指揮権を持つ「並列」(parallel)型の体制がとられている。しかしアメリカでは同盟国とのあいだで指揮権並列型の体制をとることは通常避けるべきとされており7、指揮権調整という観点からの日米同盟の「実効性」については不断の検討が必要であろう。これは同盟における「対等性」と「実効性」のバランスが問題となる一例である。

なお、日米同盟路線と、日本の「自主性」、すなわち「自主外交」や「自主防衛」とを対置させて日本の外交・防衛政策をとらえようとする見方もあるが、そこでの「自主性」が日米同盟破棄を意味するものでない限り、分析枠組みとしてどこまで有効か疑問が残る8。

同盟は、「相互性」の承認や「双務性」の調整を 経て、ようやく「対等性」を確保するが、これらは 可変的であるし、ようやく得た「対等性」も「実効 性」とのバランスが考慮されなければならない。日 米同盟をめぐってよくいわれる「相互性」「双務性」 「対称性」「対等性」、さらに「実効性」といった概 念を整理すると、安保改定60年を経てもなお同盟 管理が容易でないことが改めて浮き彫りになる。

1 『産経新聞』2019年6月23日付。

- 2 坂元一哉『日米同盟の難問―「還暦」をむかえ た安保条約』PHP 研究所、2012年、244頁。
- ³ 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中央公論新社、1999年、58、65-66頁; 栗山尚一『戦後日本外交―軌跡と課題』岩波書店、2016年、62頁。
- 4 坂元一哉『日米同盟の絆―安保条約と相互性の 模索〔増補版〕』有斐閣、2020年、60-61 頁.
- 5 外務省「平和条約の締結に関する調書 VI」 2 23 頁
- https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/heiwajouyaku3_05.pd (2020年5月20日アクセス)。
- 6 金斗昇「国連軍司令部体制と日米韓関係―いわゆる朝鮮半島有事に焦点を合わせて」『立教法学』 86号(2012年10月)65-66頁。
- ⁷ U.S. Joint Chiefs of Staff, *Joint Publication* 3-16: Multinational Operations (March 1, 2019), p. II-7

https://www.jcs.mil/Portals/36/Documents/Doctrine/pubs/jp3_16.pdf (accessed on June 2, 2020).

8 千々和泰明「戦後日本の安全保障政策に関する 分析枠組みとしての『防衛力整備/運用』—『限定 小規模侵略独力対処』概念を手がかりに」『年報政 治学』 2014-I (2014年6月)。

プロフィール

千々和 泰明

profil

戦史研究センター 安全保障政策史研究室 主任研究官

専門分野:日米関係、日本の外交・

安全保障政策

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。 NIDSコメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。 ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通:03-3260-3011

代 表:03-3268-3111 (内線 29171)

FAX : 03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト: http://www.nids.mod.go.jp/